

3年生保護者 各位

千葉敬愛高等学校
校長 酒匂 一揮

令和5年度7月～翌年3月分「高等学校等就学支援金」手続きのご案内

「高等学校等就学支援金」は、ご家庭の教育費負担を軽減するための制度で、国から対象となる世帯の生徒に対して、授業料に充てる就学支援金が支給されます。(就学支援金は「返済不要」です。)

つきましては、7月～翌年3月分の就学支援金手続きのご案内(裏面より)を申し上げます。就学支援金の受給状況によって申請の流れが異なりますのでご注意ください。

<申請(今回)> 令和5年7月～令和6年3月分の支給決定

→令和5年度の課税状況により審査(令和4年1月1日～12月31日の所得より算出・判定)

(※)課税所得を確認するために2023年1月1日時点の居住地の市町村の報告が必要となります。

1 対象となる世帯及び支給金額(月額)

保護者等の所得について、以下の算定式にて計算した額により判定し、支給額が決定されます。

算定基準式 市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額 (100円未満は切捨て)

(政令指定都市の場合は「調整控除額」に3/4を乗じて計算します。)

対象世帯区分[令和5年度(令和4年1月～12月)の課税所得等による]		支給額(月額)	
年収の目安	算定基準額の合計額 [保護者(親権者)全員分]		
0円～約590万円	154,500円未満	上限額	33,000円
約590万円～約910万円	154,500円以上 304,200円未満	基準額	9,900円
約910万円以上	304,200円以上	所得制限	対象外

・保護者2名の場合は、それぞれの算定基準額を100円未満の端数の切捨てまで計算し、合算した額で判定されます。

・就学支援金の上限額は本校の授業料の金額となります。

・保護者が課税期日に海外にいて算定基準額が確認できない場合、基本額9,900円が支給されます。

(※片親が日本に在住しており、所得制限の場合、支給はありません。)

・課税標準額(課税所得額)は課税証明書や特別徴収税額決定通知書で確認できますが、市町村民税の調整控除額は記載のない場合もありますのでご注意ください。マイナポータル(マイナンバーカード利用)でどちらも確認できます。

・支給対象者および支給金額は、保護者等の所得によって異なります。支給額については、生徒(保護者等)が千葉県から直接受け取るものではなく、学校が一旦代理受給した後、精算いたします。県から支給額が決定されるまでは授業料を全額で納めていただき、決定後は、授業料から支給額を差し引いて振替します。全額納めていただいた授業料は、精算後、学費振替口座に返金します(奨学生については、本学園奨学生取扱規程に基づいた精算となります)。返金等の詳細は、決定後にお知らせいたします。

(裏面に続く)

就学支援金 手続きフローチャート(3年生用)

現在、就学支援金を受給していますか？

はい

いいえ

7月以降も引き続き申請しますか？

7月以降は申請しますか？

はい

継続支給を希望し、
保護者情報等に
変更がない場合

継続支給を希望し、
保護者情報等に
変更がある場合

いいえ

はい

いいえ

区分 A

区分 B

区分 C

区分 D

区分 E

手続き一覧表

区分 A	高校事務室にて一括継続手続きをおこないますので、ご家庭での手続きは必要ありません。
区分 B	高校事務室(043-422-0131)までご連絡ください。変更手続きのご案内をいたします。 【変更事由】◎再婚・離婚等により保護者等の変更がある場合 ◎保護者等の課税地、収入状況提出方法等に変更がある場合 等 ◎2023年1月1日時点で親権者のどちらかが海外に在住している/日本に帰国した 等
区分 C	高校事務室(043-422-0131)までご連絡ください。申請
区分 D	高校事務室(043-422-0131)までご連絡ください。新規申請方法のご案内をいたします。
区分 E	継続申請期間終了後、自動的に7月以降の就学支援金も「意向なし」とみなされます。

3 区分B/区分D 対象者の継続申請期間

令和5年7月6日(木)～令和5年7月13日(木)※厳守

(注)・兄弟姉妹(含・双子)が在籍している方は、それぞれご申請ください。

- ・就学支援金は、毎月1日時点の状況で決定されますので、この申請以降に保護者等の収入状況が変わる等、受給条件が変更になった場合(離婚、死別、再婚、税の更正等)は、すぐに学校へご連絡ください。
- ・今回の意向確認後に、受給を希望されることになる場合、認定申請を行うことは可能ですが、受給の開始は認定申請のあった日(学校受付日)の属する翌月からになります(受給は遡れません。)
- ・本学の奨学生(GS,GA,GB,TA,TB)の方も、受給要件を満たしている場合、必ず申請して下さるようお願いいたします。